

全国保育士会感謝状贈呈規程

昭和 57 年 5 月 20 日 施行
昭和 61 年 3 月 4 日 改正
平成 10 年 5 月 11 日 改正
平成 11 年 4 月 1 日 施行
平成 22 年 3 月 24 日 改正
平成 29 年 1 月 20 日 改正
令和 2 年 1 月 15 日 改正
令和 5 年 1 月 24 日 改正

〔趣旨〕

第 1 条 全国保育士会会員として、また、認可保育所等の保育士等として永きに亘りその任にあった者に対し、本会が感謝の意を表しようとするものである。

〔方法〕

第 2 条 この規程による感謝状贈呈は毎年行うものとする。

2. 贈呈は全国保育士会がこれを行うものとする。

第 3 条 感謝状は本会会長名をもってする。

〔対象〕

第 4 条 本会会長が感謝の意を表するものは、当該年 4 月 1 日において、次の各項に定めるすべてに該当し、かつ、表彰日時点で会員である者とする。

2. 全国保育士会会員の期間が満 20 年以上の者

3. 「全国保育士会 会員に関する規程」第 2 条に定める認可保育所等に在職、または、勤務が満 20 年以上の者

〔手続〕

第 5 条 感謝状贈呈に関する検討は、会長の命によって総務部が行うものとする。

2. 総務部は都道府県・指定都市保育士会会長と協議のうえとりすすめるものとする。